

確定申告

申告は、正しくお早めに

2.18^月 ▶ 3.15^金

(土曜日・日曜日を除く)

受付:午前8時30分～午後4時

申告相談:午前9時～

※混雑状況により受け付けを早めに終了する場合があります

ご不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

▶電話相談センター(豊橋税務署)

☎(0532)52-6201

▶税務課

☎23-3509

所得税・復興特別所得税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得に係る国の税金です。平成25年分から平成49年分までは、復興特別所得税として、各年分の基準所得税額の2.1%を申告・納税することになります。

《確定申告書はインターネット・スマホで作成、提出できます》

国税庁HP(<http://www.nta.go.jp>)の確定申告書等作成コーナーを利用して作成することができます。作成した確定申告書は、e-Tax(電子申告)で送信、または印刷して郵送などで提出することができます。スマートフォンで作成した申告書は、ID・パスワード方式(税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行するもの)を利用して送信が可能です。

《確定申告が必要な方》

① 次の②～④の方などのうち、平成30年中の所得が所得控除の合計額を超えた方 ② 事業所得や不動産所得のあった方 ③ 公的年金などの収入金額が400万円を超えた方 ④ 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、その他の所得が20万円を超えた方 ⑤ 土地や建物を売った方 ⑥ 源泉徴収税額有りの特定口座以外で株式などを譲渡し利益があった方 ⑦ 給与所得者で、給与の年収が2000万円を超えた方、2力所以上から給与を受けた方で主たる給与以外の従たる給与の収入金額が20万円を超えた方、給与所得以外の所得が20万円を超えた方

《確定申告に必要なもの》

① 印鑑(新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印) ② 申告書(届いた方) または確定申告のお知らせ ③ 控除証明書(社会保険料、国民年金保険

料、生命保険料、地震保険料など) ④ 源泉徴収票(金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて) ⑤ 収支内訳書(営業・農業・不動産収入がある方のみ。平成29年分収支内訳書の控え、平成31年度分償却資産申告書の控えも併せて持参) ⑥ 固定資産税課税明細書(営業・農業・不動産など、固定資産税を経費とする事業収入がある方のみ。平成30年5月に送付済み) ⑦ 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方のみ) ⑧ 上場株式等配当支払通知書または特定口座年間取引報告書 ⑨ 本人名義の口座番号が分かるもの(通帳など) など

《確定申告書へのマイナンバーの記載および本人確認について》

確定申告書などの提出の際には、マイナンバーの記載、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。お持ちでない方は、番号確認書類と身元確認書類が必要です。

● 番号確認書類(通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しのいずれか一つ)

● 身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか一つ)

《申告すると税金が戻る場合》

次のような場合、給与などから源泉

徴収された所得税や予定納税をした所得税が納め過ぎになっていることがあり、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

① 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合 ② 医療費を多く支払った場合(医療費控除) ③ マイホームを住宅ローンなどを利用して取得した場合(住宅借入金等特別控除) など

※③などの方に、2月6日(水)から、豊橋税務署で確定申告事前相談会を開催します。

《ふるさと納税ワンストップ特例について》

5団体を超える自治体にはふるさと納税をした場合や、医療費控除を受けるなどの理由で確定申告をする場合は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を申請された方であっても、ふるさと納税の全ての金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります。

《休日における確定申告の取扱い》

豊橋税務署では、申告期間中の休日(2日間)に確定申告の相談・申告書の受付を行います。

日時:2月24日(日)・3月3日(日) 午前9時～午後4時(混雑状況により早めに受付を終了する場合あり)

場所:豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)